

男鹿市告示第40号

男鹿市奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市奨学金返還助成金交付要綱（令和4年男鹿市告示第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも<u>該当する者</u>とする。</p> <p>(1) 第5条に規定する交付申請の時点において、市内に5年以上定住する意思をもって住所を<u>有し、就労又は起業している者</u></p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも<u>該当し、市が主催する行事に積極的に参加する者</u>とする。</p> <p>(1) 第5条に規定する交付申請の時点において、市内に5年以上定住する意思をもって住所を<u>有する者</u></p> <p>(2) <u>令和3年4月1日以降に、県内就職した者（県内就職した企業側の都合のため、令和3年4月1日より前に県内就職している等、特別な理由があると認められ</u></p>

改正後	改正前
<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(助成の額及び期間)</p> <p>第4条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする年度の秋田県奨学金返還助成金の交付の対象となる奨学金の返還額から、第2条第3号の交付決定を受けた額及び本市以外の公共団体等の助成がある場合はその額を控除した額とする。ただし、上限額を6万7,000円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、第2条第3号の交付決定を受けた年度の末日まで行うものとする。</p>	<p><u>る場合を含む。)</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(助成の額及び期間)</p> <p>第4条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする年度の秋田県奨学金返還助成金の交付の対象となる奨学金の返還額から、第2条第4号の交付決定を受けた額及び本市以外の公共団体等の助成がある場合はその額を控除した額とする。ただし、上限額を6万7,000円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、第2条第4号の交付決定を受けた年度の末日まで行うものとする。</p>

改正後

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

年度 男鹿市奨学金返還助成金交付申請書兼実績報告書

男鹿市内に5年以上居住する意思があり、奨学金返還助成金の交付を受けたいので、男鹿市奨学金返還助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象奨学金	名 称		
	貸与金額	総額 円	
	貸与期間	年月日～年月日	
	返還金額	総額 円（うち利息 円）	
	返還期間	年月日～年月日	
対象奨学金貸与時の就学先	名 称		
	所 在 地		
	卒業等年月	年月 卒業・中途退学	
就 職 先	名 称		
	所 在 地		
	就職年月日	年月日	
申請対象期間の返還金額		円…①	
申請対象となる返還期間		年月日～年月日	
秋田県等からの助成金		円…②	
申請・実績・請求額		円…①-②（上限67,000円）	
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・金庫・農協 {店・支店・出張所}	
	預 金 種 別	普通	(ふりがな)
		当座	口座名義人
	口 座 番 号		

改正前

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

男鹿市奨学金返還助成金交付申請書兼実績報告書

男鹿市内に5年以上居住する意思があり、奨学金返還助成金の交付を受けたいので、男鹿市奨学金返還助成金交付要綱第5条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象奨学金	名 称		
	貸与金額	総額 円	
	貸与期間	年月日～年月日	
	返還金額	総額 円（うち利息 円）	
	返還期間	年月日～年月日	
対象奨学金貸与時の就学先	名 称		
	所 在 地		
	卒業等年月	年月 卒業・中途退学	
就 職 先	名 称		
	所 在 地		
	就職年月日	年月日	
申請対象期間の返還金額		円…①	
申請対象となる返還期間		年月日～年月日	
秋田県等からの助成金		円…②	
申請・実績・請求額		円…①-②（上限67,000円）	
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・金庫・農協 {店・支店・出張所}	
	預 金 種 別	普通	(ふりがな)
		当座	口座名義人
	口 座 番 号		

改正後	改正前
様式第 2 号 (第 6 条関係)	様式第 2 号 (第 6 条関係)
<div data-bbox="315 309 994 1358" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>様式第 2 号 (第 6 条関係)</p> <p style="text-align: right;">指令番号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">年度 男鹿市奨学金返還助成金交付決定兼確定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった、奨学金返還助成金交付申請について、審査の結果、下記のとおり交付を確定しましたので、男鹿市奨学金返還助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">交付確定額 _____ 円</p> </div>	<div data-bbox="1229 309 1944 1358" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>様式第 2 号 (第 6 条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">男鹿市長</p> <p style="text-align: center;">年度奨学金返還助成金交付決定兼確定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった、奨学金返還助成金交付申請について、審査の結果、下記のとおり交付を確定しましたので、男鹿市奨学金返還助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">交付確定額 _____ 円</p> </div>

改正後

改正前

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

男鹿市奨学金返還助成金交付請求書

年 月 日

男鹿市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令 第 号により交付決定及び確定を受けた標記助成金について、男鹿市奨学金返還助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 助成金交付請求額 円

2 振込先金融機関

払込先金融機関名	銀行 金庫 農協	店 支店 出張所
預金口座番号	普通	No.
(ふりがな)		
口座名義人		

連絡先氏名：
電話番号：
メールアドレス：

様式第3号（第7条関係）

男鹿市奨学金返還助成金交付請求書

年 月 日

男鹿市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令 第 号により交付決定及び確定を受けた標記助成金について、次のとおり請求します。

1 助成金交付請求額 円

2 振込先金融機関

払込先金融機関名	銀行 金庫 農協	店 支店 出張所
預金口座番号	普通	No.
(ふりがな)		
口座名義人		

連絡先氏名：
電話番号：
メールアドレス：

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。